

令和6年11月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うちパワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
リチウム電池内蔵充電器4件、バッテリー（リチウムイオン、投光器用）1件、
デスクトップパソコン1件、液晶テレビ1件、
バッテリー（リチウムイオン、ノートパソコン用）1件、食器洗い乾燥機1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400809	不明	令和6年11月7日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品内部を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月22日
A202400810	令和6年10月4日	令和6年11月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	本体が膨張した当該製品を車両内に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和6年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月29日
A202400811	令和6年10月29日	令和6年11月7日	バッテリー(リチウムイオン、投光器用)	火災	作業現場で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202400812	令和6年8月13日	令和6年11月7日	デスクトップパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月31日
A202400813	令和6年10月1日	令和6年11月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を他社製充電器に接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和6年11月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月1日
A202400814	令和6年10月26日	令和6年11月7日	液晶テレビ	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400815	令和6年3月15日	令和6年11月7日	バッテリー(リチウムイオン、ノートパソコン用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	ノートパソコンに関する事故(A202301140)と同一 令和6年7月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月6日
A202400816	令和6年10月23日	令和6年11月8日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品のハンドル部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202400817	令和6年10月15日	令和6年11月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202400818	令和6年10月16日	令和6年11月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を保管中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし